

令和元年条例第18号

京丹波町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 町民と議会の関係(第4条—第5条)

第3章 町長等と議会及び議員の関係(第6条—第10条)

第4章 自由討議の拡大(第11条)

第5章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条—第15条)

第6章 議員の政治倫理(第16条)

第7章 本条例の位置付け及び議会・議員の責務(第17条—第18条)

附則

京丹波町議会は、憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、二元代表制のもと、町民から直接選挙された機関として、その権能を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に寄与する責務がある。

その実現のため、京丹波町の意味決定機関である議会は、その審議過程において徹底した情報公開による公正性、透明性、信頼性を確保し、議決事項については、議会として町民への説明責任を負うものである。また、議会への町民の参画推進を促進することで、開かれた議会を実現し、町民の意見を最大限に反映させる義務がある。

この基本条例は上記の理念に基づき、議会・議員の活動原則、議会と町民と行政との関係を定めることにより、町民に信頼される議会をつくり、京丹波町発展に寄与することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、地方主権時代にふさわしい議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な事項を定めることにより、「町民参加・町民との協働」「情報公開・説明責任」「議会機能の発揮」「政策提言、提案」を柱とする「開かれた京丹波町議会」を実現し、京丹波町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民から直接選挙された代表者であることを常に自覚し、公正性、公平性、透明性、信頼性を重視し、町民参加を不断に追求する開かれた議会を目指す。
- (2) 会議の運営については、開かれた議会の実現に向け、常に見直しを図る。
- (3) 町民が議会を傍聴し、町政に参画する意欲が高まる議会運営に努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町民の意見を的確に判断し、活発な議論を重んじること。
- (2) 個別的、地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動をする。
- (3) 町政の課題全般について、自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

第2章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に開かれた議会とするため、情報公開を積極的に取り組み、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を果たし、活動情報を積極的に公開する。

- 2 議会は、本会議のほか、定められたルールに基づき、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、委員会等の運営にあたり、参考人制度、公聴会制度及び委員派遣制度を活用して、町民及び関係者の専門的又は政策的識見を聴き、議会の討議並びに政策形成に反映させるよう努める。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審査を行う場合においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。
- 5 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策能力を充実させるとともに、政策提案の拡大に努めなければならない。
- 6 議会は、議案に対する各議員の表決結果を議会広報紙及びホームページ等で公表するとともに、議員の活動に対して町民の的確な評価に資する情報の提供に努めなければならない。
- 7 議会は、町民が議会に参画できるよう最大限の配慮をしなければならない。

(議会報告会)

第5条 議会は、議会及び議員の活動原則に基づく町民との多様な意見交換の機会として、必要に応じて議会報告会を行う。

- 2 議会報告会に関する事項は、議長が別に定める。

第3章 町長等と議会及び議員の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会は、町政運営を常に監視及び評価し、町長及び執行機関関係職員（以下、「町長等」という。）とは、常に緊張関係を保持するよう努めなければならない。

- 2 本会議及び委員会において、議員の質問又は質疑に対して、町長等の答弁をする者は、論点を明確化し議論を深めるために、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。
- 3 議員は、法で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会など、附属機

関への委員として就任しない。

(重要な政策等の説明資料の提供)

第7条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策及び事業など(以下「政策等」という。)の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を明らかにするよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案並びに執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

3 町長等は、議会から町政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び町政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努める。

(文書質問)

第8条 議員は、閉会中においても、主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して、町長等に対し文書質問をすることができる。

2 文書質問について必要な事項は、議長が別に定める。

(予算・決算における施策説明資料の作成)

第9条 町長は、予算及び決算の審議に付すにあたっては、第7条の規定に準じて、分かりやすい施策等説明資料を付して提出をする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下、「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件においては、次の各号に掲げるとおりとし、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等執行機関が共に町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資する計画等とする。

(1) 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げる基本計画に基づく、町行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及びそれらの計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの。

- ア 町民生活の安全、防災、交通、情報通信等に関する計画
- イ 福祉、医療、介護、健康、環境等に関する計画
- ウ 次世代育成、男女共同参画等に関する計画
- エ 農林水産業、商工業、その他の産業の振興に関する計画
- オ 都市計画、住宅、上下水道等に関する計画

カ 教育等に関する計画

(3) 町が他団体と結ぶ提携及び又は協定のうち、予算を伴うもの

第4章 自由討議の拡大

(自由討議の活用)

第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等に対する本会議・委員会等への出席要求は、必要に応じたものとし、第3条第1項に規定する自由討議の機会を設けるよう運営しなければならない。

2 議員は、自由討議の拡大に努め、政策、条例及び意見書などの議案を積極的に提出するよう努める。

3 議会は、自由討議において、積極的な議論を尽くすとともに、併せて町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

4 議員は、自由討議の結果としての議会の統一した意思決定を受けて、合意形成に努める。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を充実強化する。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、必要に応じて広く各分野の専門家等及び町民との研究・研修会の開催、他の自治体及び議会との連携や調査研究、その他の政策研究の機会を積極的に設ける。

3 議会は、その権能を発揮及び発展させるため、研修を深めて議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行う。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の権能の発揮、監視機能、議員の政策形成及び立案機能を高め、議会活動の円滑かつ効率的な運営に資するため、議会事務局の機能の充実及び組織の体制整備に努める。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政にかかわる重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して公表するとともに、町民からの意見や要望などを取り上げ、広報に反映するよう努める。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報活動に努める。

(議会図書室の設置、公開)

第15条 議会は、法第100条第19項に基づき、議会の図書室を設置し、これを議員

のみならず、町民、関係者等の利用に供する。

- 2 議会は、議員の政策形成及び立案の向上に資するため、議会図書室の資料の収集・充実に努める。
- 3 議会図書室の利用に関する事項は、別途、議長が定める。

第6章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第16条 議員政治倫理条例は、別に定める。

- 2 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、地位に基づく影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。
- 3 議員は、補助金等交付団体の代表に就任しないよう自粛する。

第7章 本条例の位置付け及び議会・議員の責務

(本条例の位置付け等)

第17条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会関係の他の条例又は規則を制定してはならない。

- 2 議会は、議員に本条例の理念等を浸透させるため、一般選挙後を経た任期開始後速やかに、新議員に対して本条例の研修会を行う。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び活動原則並びにこれらに基づいて制定される条例等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第3項については、本条例施行の日以降における、各審議会及び各委員会の最初の改選時に、執行機関で随時施行していく。

附 則(令和元年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。